

船舶事故調査報告書

令和5年10月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年11月26日 07時10分ごろ
発生場所	青森県平内町清水川漁港東方沖 清水川港北防波堤灯台から真方位098° 2,470m付近 (概位 北緯40° 55.5′ 東経141° 03.3′)
事故の概要	漁船 ^{かずよし} 一義丸は、操業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	令和5年2月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 一義丸、4.9トン AM3-38310（漁船登録番号）、個人所有 12.86m (Lr) × 3.24m × 1.01m、FRP ディーゼル機関、366.00kW、平成26年11月 第212-15822号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 64歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年7月7日 免許証交付日 令和3年7月15日 (令和9年7月7日まで有効)
死傷者等	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員2人（以下「甲板員A」及び「甲板員B」という。）が乗り組み、なまこ桁網漁の目的で、令和4年11月26日06時40分ごろ、清水川漁港を出港して同漁港東方沖の漁場に向かった。 船長は、07時00分ごろ、漁場に到着して操業を行っていたところ、えい航の状態から桁網を揚網しようとしたが、桁網の中に大量の砂が入って揚網できなかつたので、砂を排出しようとして、えい航索を巻いて桁網を左舷船首側の海面付近まで巻き揚げ、水深約20mの海底に落として砂の排出を行った。

	<p>船長は、4回目に桁網を巻き上げたところで、ふだんより重かったものの、揚網が可能と判断して前部マストの滑車を経由したフックを桁網の桁の足に取り付けられたワイヤーに引っ掛け、操舵室の左舷側に配置した甲板員Aにウインチを操作させ、ブルワークより上方に桁を巻き揚げた。</p> <p>船長は、左舷中央部に立ち、左舷船首部に配置した甲板員Bと共に桁網の桁を保持し、前部甲板上に下りるように桁を引っ張り込みながら、桁を下ろさせたが、船外の網が重かったので、降下する桁が船外の網の重さで左舷側に引っ張られ、07時10分ごろ、桁の爪がブルワーク上に乗せていた自身の右足の甲に刺さった後、桁は、海中に落ちた。</p> <p>船長は、この網の重量では、桁網を上げるのは困難と考え、清水川漁港のクレーンで陸揚げすることとし、えい航索を約2mまで縮め、07時50分ごろ、えい航を開始するとともに、所属漁業協同組合に本事故の発生とクレーンによる桁網の揚収依頼の連絡を入れた。</p> <p>本船は、清水川漁港に入港して桁網を陸上げ後、船長は、救急車で青森市内の病院に搬送され、右足背裂傷と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 ブルワーク及び汎用パイプ、付図2 事故発生状況図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、桁網を前部甲板上に下ろす際、ふだん、ブルワークの内側下部に設置された汎用パイプに片足を乗せて踏ん張って引っ張り込んでいたが、本事故当時、桁網が重かったので、力を出しやすいように汎用パイプより高い位置のブルワーク上に右足を乗せて踏ん張っていた。</p> <p>甲板員Bは、船長より体力があるので、ブルワーク上ではなく汎用パイプ上に足を乗せた状態で桁網を引き寄せていた。</p> <p>桁網の桁には、三角形の足、金属棒の9本の爪が設置されていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、清水川漁港東方沖で揚網中、砂が入ってふだんより重い状態のままに桁網の桁を引っ張り込みながら、前部甲板上に下ろす際、船長が、左舷ブルワーク上に右足を乗せていたことから、船外の網の重さで左舷側に引っ張られた桁の爪が、船長の右足の甲に刺さって負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだんより桁網が重かったことから、力を出しやすいように汎用パイプより高い位置のブルワーク上に右足を乗せて踏ん張ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、清水川漁港東方沖で揚網中、砂が入ってふだんより重い状態のままに桁網の桁を引っ張り込みながら、前部甲板上に下ろす際、船長が、左舷ブルワーク上に右足を乗せていたため、船外の網</p>

	<p>の重さで左舷側に引っ張られた桁の爪が、船長の右足の甲に刺さったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗組員は、なまこ桁網を揚網する際、ブルワーク上に足を乗せないこと。 ・船長は、なまこ桁網を揚網する際、人力で甲板上に引き込める限度を把握しておくこと。 ・船長は、なまこ桁網を揚収する際、可能であれば、安全靴を着用することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

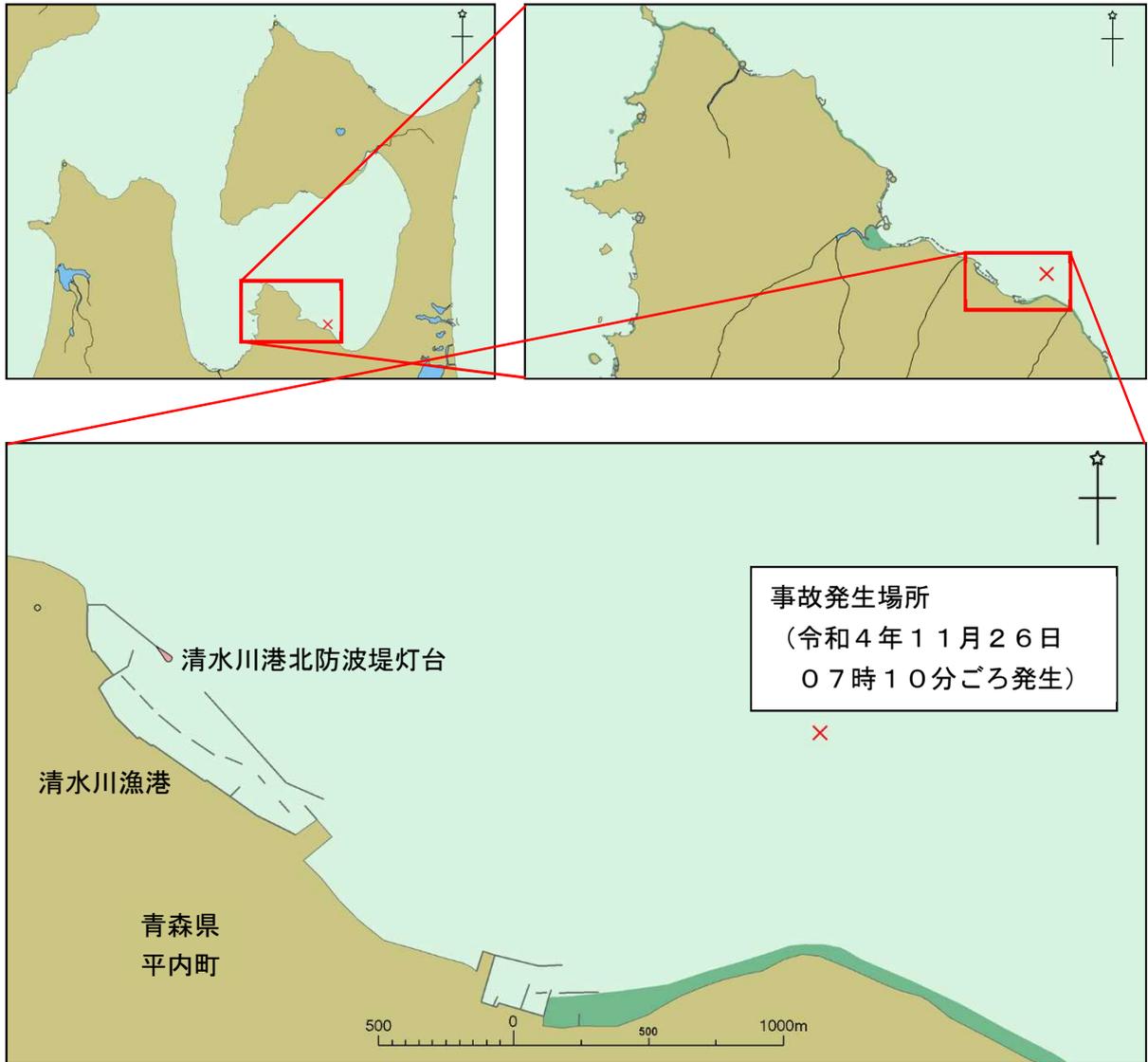


写真1 本船



写真2 ブルワーク及び汎用パイプ



付図2 事故発生状況図

